

国際会計基準審議会

ウォーレン・マクレガー理事 殿

2005年7月29日

会計基準設定主体の役割とIASBとの関係に関する覚書案に対するコメント

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、会計基準設定主体の役割及び国際会計基準審議会 (IASB) との関係に関する覚書案についてコメントする。

我々は、2001年のIASB設立以降のIASBと会計基準設定主体との関係の進展に鑑みて、会計基準設定主体の役割及びIASBとの関係を明確にするために文書化に向けて取り組んだ努力に敬意を表したい。しかしながら、この覚書案については幾つかの点で懸念を抱いている。

まず、総論として、日本やアメリカのように、独自の会計基準を整備しながら、IASBとのコンバージェンスに取り組んでいる、「コンバージェンス途上にある国又は地域」の立場についてより明確にするべきだと考える。1.1項には、「国際財務報告基準 (IFRSs) を採用またはコンバージェンス」している会計基準設定主体に加え、「IFRSs を採用またはコンバージェンスする過程にある国又は地域の会計基準設定主体」が対象だと記されており、ASBJや米国財務会計審議会 (FASB) は後者の対象に含まれると思われる。しかし、覚書案をみると、IFRSs を既に採用していることが前提となった内容が多く見受けられる。従って、既にIFRSsを採用している地域の会計基準設定主体に対してのみ適用される項目にはその旨を明記することを提案する。

さらに、「覚書における『責任』」が何を意味するのかについてIASBが明確にした方が有用である。

残りの部分では、覚書案のセクションごとにコメントを述べたい。

1.背景

覚書の「背景」部分では、前文として、例えばIASBと会計基準設定主体の関係の進展などについてより詳しく記述した方が分かりやすくなると思う。

2. 規制当局との作業

2.3 項には、「会計基準設定主体が、IFRS の採用またはコンバージェンスに対する各国規制の障壁を識別し、対処する主要な責任を負うべきである。」とある。しかし、この記述内容だけを会計基準設定主体の役割として強調することは適当とは思われない。むしろ会計基準設定主体は規制当局と協力しながら、会計基準のコンバージェンスに資することが期待されていることを記述することを提案する。

この点に関連して、「規制の障壁 (regulatory barriers)」という表現は適当ではない。実態としては、これは会計基準と他の法制度の目的との違いに起因する「摩擦 (conflict)」のように思われる。

また、2.4 項の内容も前述の「規制当局との協力」に含まれると考えられるので、会計基準設定主体が担う役割として明記する必要はない。

3. コミュニケーション

まず、3.11 項に記載されている内容を、会計基準設定主体の責任としてセクションの最後において太字イタリック体で強調するべきであると考え。また、会計基準設定主体は、既に適用されている基準の有効性に関する検証過程で得られた市場の反応も IASB に伝えるべきであると考え。

3.18 項に関しては、「IASB が関係者からの反応を真摯に検討できるように」といった内容を追加することを提案する。

3.19 項と 3.20 項をあわせると、IASB が非専門的な議論には関与せず、基準設定主体が関与するべきであると読み取れる。しかしながら、これらは双方とも世界的な会計基準に影響を及ぼすので、IASB は専門的・非専門的と区別せず議論に参加するべきである。なお、3.20 項の内容については、それ以前の段落で必要な情報を記述するべきである。

4. プロジェクトの役割

4.1 項および 4.7 項において、「IASB スタッフ及び／または FASB スタッフの指示の下に活動中のプロジェクトのプロジェクト・チームに関与する」という記述がある。しかしながら、会計基準設定主体が FASB スタッフの指示の下でプロジェクト・チームに関与する理由が十分に記載されていない。したがって、IASB と FASB が共同でプロジェクトを進めていることを決定した事実及びその背景について、脚注 6 に詳細に記述することを提案する。

5. IASB の協議文書に対するコメントの役割

このセクションには、会計基準設定主体が IASB に対してコメントすることのみが記載されており、IASB の責任に関する記述が強調されていない。したがって、IASB が会計基準設定主体及び関係者から受け取ったコメントを検討するとの内容を IASB の責任として記載することを提案する。

6. 基準の適用と 7. 解釈

最初に述べたように、「6. 基準の適用」及び、「7. 解釈」は、現在 IFRSs を既に採用している地域の会計基準設定主体に関する項目である。したがって、冒頭に、“in the case that accounting standard-setters in jurisdiction that have adopted the IFRSs”等の表現を追加することを提案する。

上記のコメントが有益であることを期待する。もし、これらの点についてさらに議論をする必要があれば、いつでも私に連絡して頂きたい。

企業会計基準委員会 委員長
斎藤 静樹